

参考資料名称と参照URL

- 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン【チェックシート No.1~12】
<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/pdf/guideline01.pdf> (内閣府ホームページ)
- 神奈川県災害情報ポータル※【チェックシート No.1、No.8】
<https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/>
- 地震被害想定調査報告書概要版(被害想定結果)【チェックシート No.1】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/documents/769596.pdf>
- 地震被害想定調査報告書概要版(資料 市区町村別被害想定結果一覧)【チェックシート No.1】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/documents/784566.pdf>
- 事業継続計画(BCP)作成のすすめ(かながわ版)【チェックシート No.13】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763/documents/397600.pdf>

※県からの防災・災害情報をホームページで公開しています。(気象情報・ハザードマップ等掲載)

【通勤時間帯に発災した場合の対応例】

通勤時間帯に発災した場合、事業継続及び復旧等に携わる従業員等を除き、安全を確保するため、あらかじめ対応を定め、周知しておくことが望めます。

■出勤時間帯

- ・企業等は、従業員等に対して、在宅の場合は自宅待機させることとし、出勤途中の場合は自宅に引き返すよう指示をします。
- ・ただし、事業所へ向かった方が適切な場合(事業所付近にいる場合等)は、事業所等で安全を確保するよう指示をします。

■帰宅時間帯

- ・企業等は、従業員等に対して、帰宅途中の場合は事業所に引き返すよう指示をします。
- ・ただし、自宅へ向かった方が適切な場合(自宅付近にいる場合等)は、自宅等で安全を確保するよう指示をします。

問合せ先

神奈川県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県くらし安全防災局防災部災害対策課 ……045-210-3430

横浜市総務局危機管理室地域防災課 ……045-671-3456

川崎市総務企画局危機管理室 ……044-200-2794

相模原市危機管理局危機管理課 ……042-769-8208

平成31年3月

企業等向け

帰宅困難者対策 チェックシート

Check sheet

平成23年3月の東日本大震災では、首都圏で多くの帰宅困難者が発生しました。その教訓を基に、国や首都圏の自治体、産業界で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で、首都圏における帰宅困難者対策が検討され、自治体や企業等に向けたガイドライン(以下「ガイドライン」という)などがまとめられました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、発生時間が出勤時間帯と重なり、多くの通勤困難者が発生し、新たな課題となりました。

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市で構成する神奈川県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会では、企業等の皆さんに、自社の帰宅困難者対策を検証していただくため、ガイドラインを基に、チェックシートと通勤時間帯に発災した場合の対応例をまとめましたのでご活用ください。

神奈川県・横浜・川崎・相模原
防災・危機管理対策推進協議会

平成31年3月



大規模災害時に多くの方が一斉に帰宅等を開始すると、緊急車両の通行の妨げとなったり、2次災害に巻き込まれる恐れもあることから、発災後は、むやみに移動を開始しない「一斉帰宅の抑制」が基本です。事業所においても、安全が確認できるまで事業所内に従業員を待機させる「施設内待機」や、出勤・帰宅時間帯の対応をあらかじめ検討しておくことが必要です。あてはまる項目にチェックを付け、事業所における帰宅困難者対策を点検してください。

■施設内待機のための環境を整える

- 1 事業所周辺の危険度を把握していますか。

事業所周辺の危険度を把握することは、従業員等の安全確保の第一歩です。
- 2 非常用電源の確保を含め、大規模災害時の情報入手手段の準備はできていますか。

停電等に備え非常用の電源(稼働時間・燃料の種類や容量等を確認)を確保するとともに、自治体や鉄道事業者のホームページなど、情報の入手先も確認しておきましょう。
- 3 従業員等の安否確認手段、従業員と家族との安否確認手段を確保していますか。

従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ決めておくとともに、従業員等へ周知しておく必要があります。安否確認手段は、災害用伝言ダイヤル171やSNSなど複数の手段を想定しておくことが望まれます。従業員等が安心して待機するには、家族の安否を確認する必要があります。
- 4 従業員等の施設内待機に向けた食料等の備蓄等を実施していますか。

ガイドラインでは、人命救助等が優先される3日間は、企業等が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、3日以上分の食料等の備蓄を推奨しています。また、共助の観点から来所者分として10%程度の余分の備蓄も検討することとされています。
- 5 建物の耐震性の確認や家具等の転倒防止対策を行っていますか。

施設の耐震性の確認(耐震性が不足している場合は必要な措置)やオフィス家具類の転倒防止対策を行ってください。
- 6 建物被害の把握など施設の安全性の確認手順を定めていますか。

発災時には従業員等が安全点検のためのチェックリスト等により施設の安全を確認します。

■帰宅困難者対策のルールを検討する

- 7 来所者への対応方法を決めていますか。

来所者用の待機場所の設定や誘導方法などを決めておくことが必要です。
- 8 従業員等の施設内待機や帰宅開始の判断基準を定めていますか。

自治体からの一斉帰宅抑制の呼びかけ、鉄道の運行情報や道路の状況などにより判断します。
- 9 帰宅ルールを定めていますか。

ガイドラインでは、従業員等の帰宅時間が集中しないように帰宅の順序をあらかじめ定めたり、帰宅する方面別に順序を考慮し、帰宅する際のグループ編成や連絡方法などを検討することが示されています。
- 10 出勤時間帯、帰宅時間帯の対応ルールを定めていますか。

次ページの「通勤時間帯に発災した場合の対応例」を参照し、ルールを作成・共有しておくことが大切です。

■災害時の円滑な対応に向けた準備をする

- 11 近隣の事業所、自治会等との協力体制は確保されていますか。

事業所周辺の災害活動に参加する場合の役割等について、近隣事業所や自主防災組織と調整を図っておくことが望まれます。
- 12 防災訓練等を定期的に行い、対応手順の確認をしていますか。

企業等は、地震等の災害を想定した防災訓練を実施する際に、施設内における待機の手順等についても確認を行う必要があります。
- 13 事業継続計画等を作成していますか。

上記のチェック項目も含め、事業継続計画や防災計画等を定めて反映しておくことが必要です。

チェックシートのチェックが付かない項目があった場合は、次ページを参照し、帰宅困難者対策を企業等の事業継続計画等に反映するよう努めてください。